

自主シンポジウム

小中学校の多様な子供たちへの支援指導

令和8年9月20日

指定討論

十文字学園女子大学

教育人文学部 児童教育学科 教授 大関 浩仁

学生総合相談センター長



十文字学園マスコットキャラクター プラスちゃん

「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

重層的な指導・支援

通常の学級において、多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室・学習環境の整備を進め、その上で、障害の状態等を踏まえた個別な支援が必要な子供たちに対して、指導内容・指導方法の工夫に取り組むことが必要。さらに、通常の学級だけでは指導・支援が困難な子供たちに対して、通級による指導や特別支援学級における指導を実施することが必要。この「重層的な指導・支援」の実施に当たっては、様々な教育的ニーズのある子供たちに対する多様性・包摂性を尊重した学級全体での指導方法の工夫や環境設定（基礎的環境整備）が重要な土台となる。

障害種ごとの配慮事項

現行小・中・高等学校学習指導要領総則及び各教科

各教科等における指導計画の作成に当たっての配慮事項・学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うものとする

- ・困難さの状態への対応にとどまらず、**困難さの背景に目を向けた指導**とすることが必要
- ・特に、特別支援学級及び通級による指導における全国的な教育水準の保障が必要

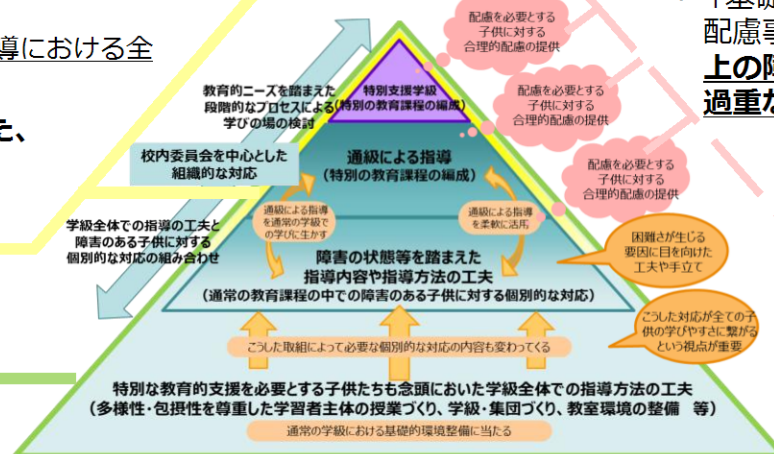
- ・障害種ごとに想定される困難さに応じた、**指導上の基本的な留意事項**
- ・**教師による指導上の工夫**

合理的配慮

障害者差別解消法（第7条第2項、第8条第2項）

障害のある人から、**社会的障壁を取り除くために対応を必要としている**との意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。

- ・「基礎的環境整備」及び「障害による困難さに応じた配慮事項」を踏まえた上で、**なお解消されない学習上の障壁に対して、個々の障害の状態等に応じて、過重な負担のない範囲で個別に対応するもの。**
- ・本人・保護者からの意思表示を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成を通じて実施。

基礎的環境整備
(デジタル学習基盤含む)

障害者差別解消法（第5条）

合理的配慮を的確に行うための事前の改善措置として、施設の構造の改善、設備整備、職員研修その他必要な環境の整備を行うこと。

※全体に対する基礎的環境整備や障害種ごとの配慮事項に、個々の教育上の合理的配慮が内包される場合もあることを踏まえ、まずは学校・学級全体での基礎的環境整備等に取り組むことが重要。

※多様性・包摂性を尊重する観点から、障害による学習上又は生活上の困難だけでなく、特異な才能を伴う場合や、**特別支援教育WG 取りまとめ（案）より**

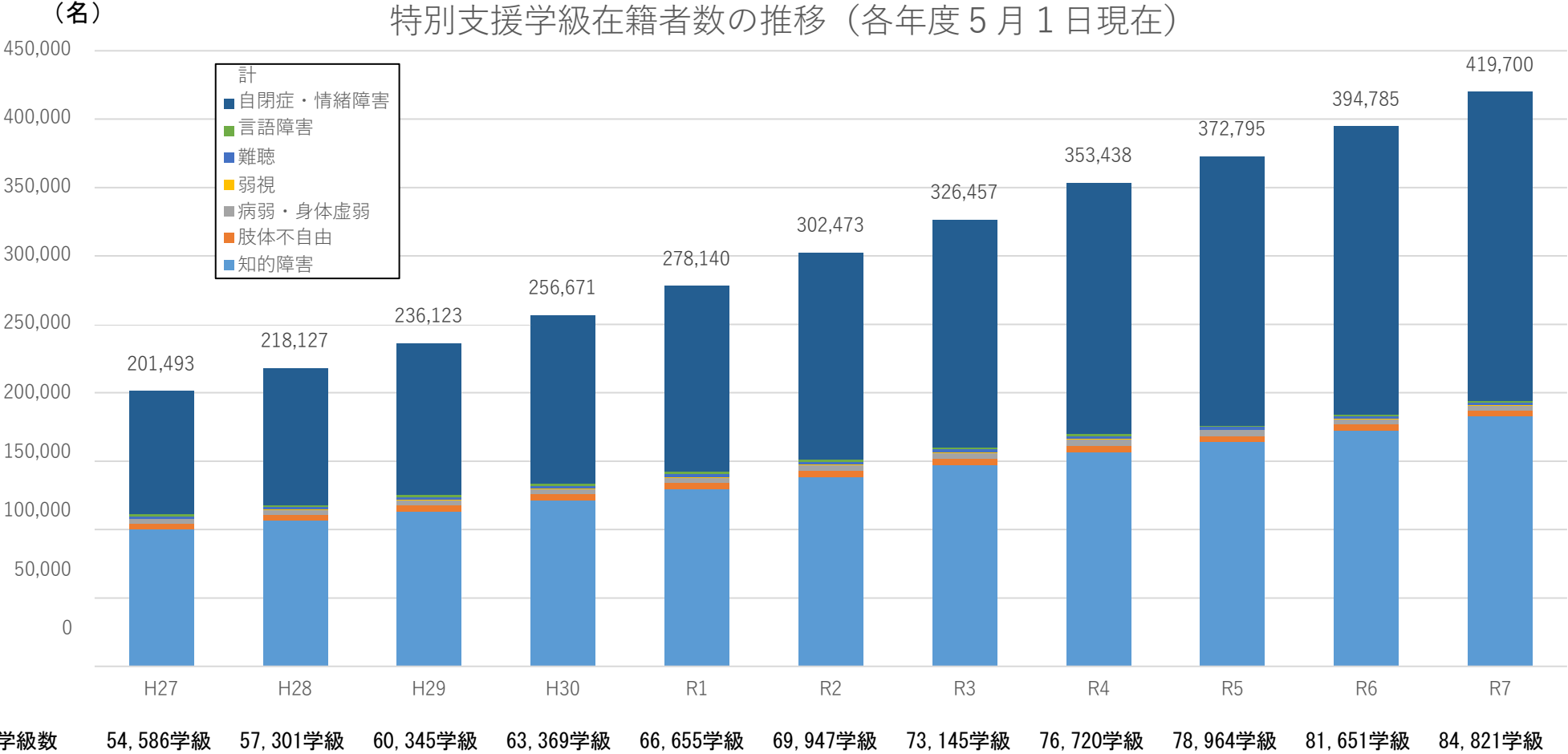
- ・不特定多数の特別な教育的支援を必要とする子供たちを対象として事前の改善措置を行うものであり、「障害種ごとの配慮事項」や「合理的配慮」の基礎となるもの。
- ・多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室環境の整備などを指し、**全ての学びの場で行われるものである。**

特別支援学級の児童生徒数・学級数



文部科学省

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

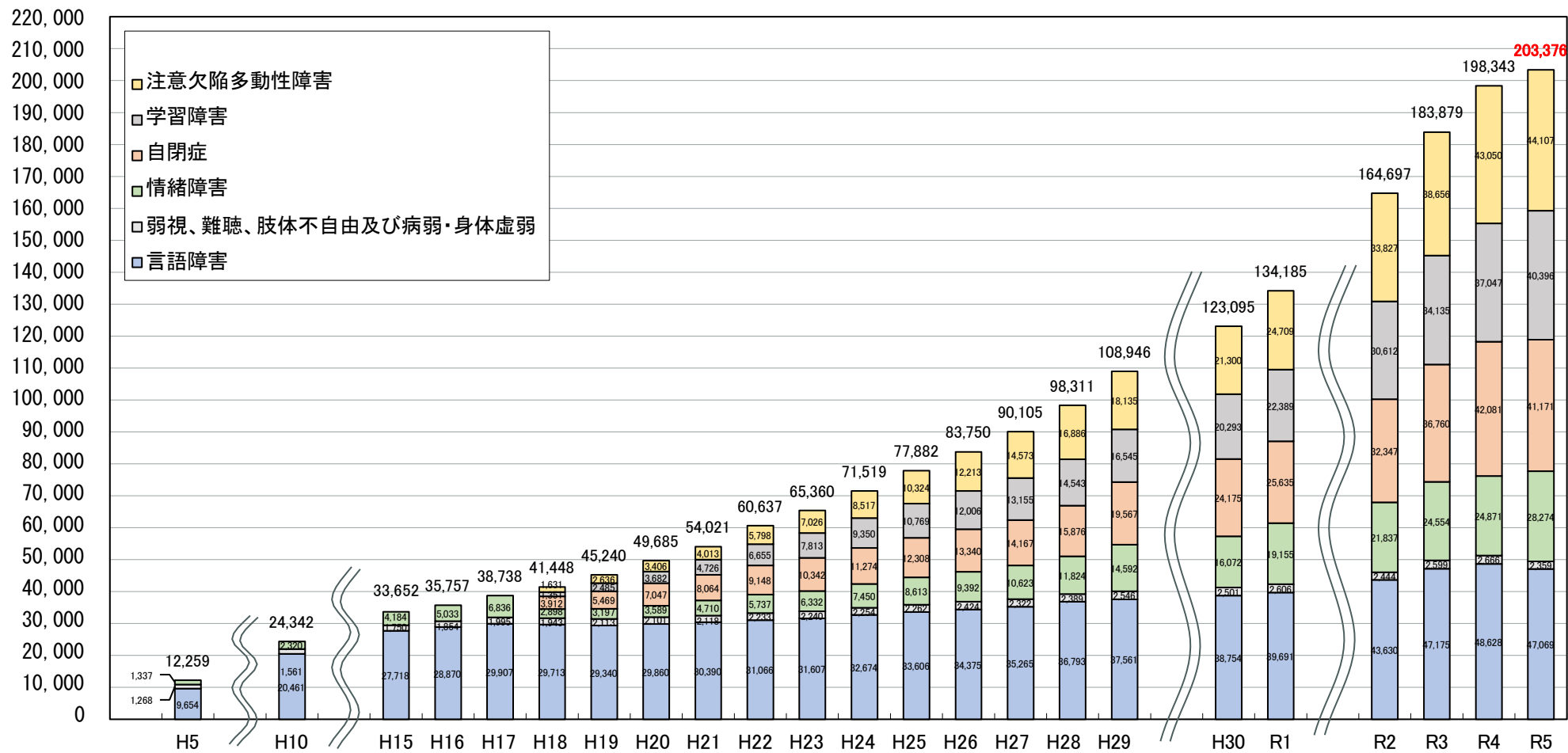


【令和7年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害
学級数	35,573	2,980	2,737	504	1,303	514	41,210
在籍者数	182,885	4,056	3,727	559	1,777	840	225,856

(出典)学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度～令和5年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

＜読字困難の例＞

校内委員会を中心に
学校全体で組織的に
対応を検討・実施。



重層的な指導・支援の考え方を踏まえた取組



在籍する通常の学級において、学校全体での基礎的環境整備に加え、読字に係る負担を軽減し内容理解を促すため、授業内容のプリントをクラウド上で共有し、必要に応じて音声読み上げ機能を活用できるよう指導。

そのうえで、Aさんの読字の困難さに係る指導・支援が通常の学級だけでは困難であったため、Aさんの教育的ニーズや本人・保護者の意向等を総合的に勘案し、通級による指導を利用している。

障害種ごとの配慮事項を踏まえた通級による指導における指導上の工夫



通級による指導では、音韻認識に弱さがあるAさんに対して、説明したり、問いかけしたりする際に、聞き取りやすいリズムで声掛けをしたり、文字情報を分かち書きで提示したりする等の配慮を実施。

※通級による自立活動の指導を通常の学級における各教科等での指導上の工夫や手立てに生かすことが重要。



Aさん
(通常の学級在籍)

合理的配慮の提供の状況



Aさんより、問題文を読むのに時間がかかってしまうため、定期試験において、問題文へのルビ振り及び試験時間の延長をしてほしいとの申し出があり、別室で個別に対応。

基礎的環境整備（デジタル学習基盤含む）の状況



文字情報に依存しない視覚的支援とするため、学校全体で、案内表示へのピクトグラムの使用や、係・当番の作業の流れを絵や図で示すことを統一的に実施。また、授業づくりにおいては、読字に係る負担を軽減するため、1行の情報量を少なくしたり、重要な用語に色分けや下線を引いたりするなどの読みやすい板書を全ての学級で行う情報提示の工夫として位置づけ、実施。さらに、校内研修を通じて、手順等の動画・図式化や画面表示の拡大・色調整、音声読み上げ機能の活用等について、その目的や方法を周知。

通級指導教室における正規雇用の教員数別の学校数

(全特協による平成6年度全国調査より)

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
小学校 (n=333)	28	173	64	34	15	8	13
	8.4%	51.6%	19.1%	10.1%	4.5%	2.4%	3.9%
中学校 (n=76)	10	47	15	2	0	3	1
	12.8%	46.8%	24.5%	8.6%	3.2%	2.7%	9.5%

通級指導教室の主任における特別支援学級等での経験年数

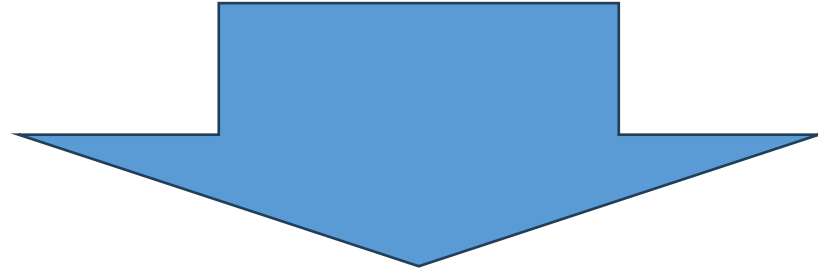
(全特協による平成6年度全国調査より)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上 11年未満	11年以上
小学校 (n=333)	59	43	37	29	23	71	71
	17.7%	12.9%	11.1%	8.7%	6.9%	21.3%	21.3%
中学校 (n=76)	19	21	11	5	5	6	9
	25.0%	27.6%	14.5%	6.6%	6.6%	7.9%	11.8%

○ 通級による指導を担当する教員定数化

(利用児童生徒13人に対して教員1名)

対象の児童生徒1名に対して、週に何コマ可能？ …という現実



外部の支援機関 ・ 学校 に共通する課題 (専門性の向上、ほか)

⇒ **連携のアイデア、実現に向けた課題は何であるか？**